

## 主 文

本件各上告を棄却する。

## 理 由

被告人Aの弁護人小河虎彦の上告趣意は、違憲をいうものと解されるが、憲法の条項の明示を欠き、被告人Bの弁護人高井昭美の上告趣意は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四七年六月一四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 岡 原 昌 男

裁判官 色 川 幸 太 郎

裁判官 村 上 朝 一

裁判官 小 川 信 雄